



Q

私は電車通勤なのですが、台風で

電車が運休したため帰宅できず、職場近くに宿泊しました。翌日ホテルから職場に向かう途中、倒木につまづき、腕を骨折

A

労災保険では、通勤によって労働

者が被った傷病等については通勤災害として、労働者の請求に基づき治療費などの給付を行っております。

ここでいう「通勤」というのは、就業に關し、住居と就業の場所との間の往復等を、合理的な経路および方法で行うこと

しました。通勤災害になりますか。



労災保険の通勤災害に該当しますか

をいい、業務の性質を有等を指しますが、今回のするものを除くとされてよ様に天災や交通ストライキにより、やむを得ず路を逸脱し、または中断会社近くのホテルに泊まり、次の日ホテルからでは中断の間およびその後あれば出勤できるという移動は「通勤」とはなりません。

今回のケースでは、就業のためホテルから会社へ向かう途中の負傷ということになりましたが、移動の経路の逸脱・中断は住居に該当しません。通勤災害についてのご相談は、相談ダイヤルも設置しておりますのでご利用ください。

「住居」とは、通常労働者が居住している家屋を利用ください。

(ご相談) 労災保険相談ダイヤル

0570-006031